

草津市告示第 54 号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和 2 年草津市告示第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 保育所等における保育士の確保が困難となっている状況に鑑み、保育所等において<u>保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）および保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的として、予算の範囲内で草津市保育補助者雇上強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</u> 第 2 条 《現行どおり》 （補助対象者） 第 3 条 《現行どおり》 （1）新たに保育補助者<u>もしくは有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）</u>の雇い上げを行い、または補助金の交付を受けて新たに雇い上げた<u>保育補助者等</u>を引き続き雇用しているもの （2）《現行どおり》 （補助対象となる保育補助者等の要件） 第 4 条 補助対象となる保育補助者等は、事業実施者に雇用され、保育所等に勤務する者であって、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとする。 （1）<u>保育補助者は、次のアおよびイに掲げる要件を満たす者であること。</u> <u>ア 保育士資格を有していない者および保育士</u>	（目的） 第 1 条 保育所等における保育士の確保が困難となっている状況に鑑み、保育所等において<u>保育補助者を</u>雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的として、予算の範囲内で草津市保育補助者雇上強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条 《省略》 （補助対象者） 第 3 条 《省略》 （1）新たに保育補助者の雇い上げを行い、または補助金の交付を受けて新たに雇い上げた保育補助者を引き続き雇用しているもの （2）《省略》 （補助対象となる保育補助者の要件） 第 4 条 補助対象となる保育補助者は、事業実施者に雇用され、保育所等に勤務する者であって、次の各号の<u>いずれにも</u>該当するものとする。 （1）<u>保育士資格を有していない者</u> 《改正後に新設》

改正後	改正前																
資格の取得の意思があるものであること。 <u>イ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者または保育に関する40時間以上の実習（平成30年9月13日付け厚生労働省 子ども家庭局保育課事務連絡「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」に定める内容のものに限る。）を受けた者またはこれと同等の知識および技能を有すると市長が認める者</u> <u>(2) 有資格補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していないものであること（有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。）。</u> 《改正前を削る》 第5条～第9条 《現行どおり》 別表（第5条関係） <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助金の額</th></tr> <tr> <td>保育補助者等の配置に要する次の各号に掲げる経費</td><td>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額</td></tr> <tr> <td>(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費</td><td>(1) 年額<u>3,117,000円</u>とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。</td></tr> <tr> <td>(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料</td><td>(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者等が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額<u>3,117,000円</u>（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除</td></tr> </table>	補助対象経費	補助金の額	保育補助者等の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,117,000円</u> とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。	(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者等が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,117,000円</u> （ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除	《改正後に新設》 <u>(2) 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者または保育に関する40時間以上の実習（平成30年9月13日付け厚生労働省 子ども家庭局保育課事務連絡「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」に定める内容のものに限る。）を受けた者またはこれと同等の知識および技能を有すると市長が認める者</u> <u>(3) 保育士資格の取得の意思がある者</u> 第5条～第9条 《省略》 別表（第5条関係） <table> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助金の額</th></tr> <tr> <td>保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費</td><td>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額</td></tr> <tr> <td>(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費</td><td>(1) 年額<u>3,079,000円</u>とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。</td></tr> <tr> <td>(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料</td><td>(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額<u>3,079,000円</u>（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除</td></tr> </table>	補助対象経費	補助金の額	保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,079,000円</u> とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。	(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,079,000円</u> （ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除
補助対象経費	補助金の額																
保育補助者等の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額																
(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,117,000円</u> とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。																
(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者等が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,117,000円</u> （ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除																
補助対象経費	補助金の額																
保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額																
(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,079,000円</u> とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。																
(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,079,000円</u> （ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除																

改正後	改正前				
<table><tr><td></td><td>して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。</td></tr></table> 別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 6 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 7 条関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 4 号（第 7 条関係） （別添 4－1 のとおり）		して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。	<table><tr><td></td><td>て得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。</td></tr></table> 別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 6 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 7 条関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 4 号（第 7 条関係） （別添 4－2 のとおり）		て得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。
	して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。				
	て得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。				

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 4 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 6 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業実施計画書
年 月 日
施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減される保育士等の業務の内容

2. 職員の雇用管理および勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組む内容
（保育補助者等の配置を除く。）

3. 保育補助者に対しての保育士資格取得に向けた支援の取組
（勤務時間調整や講習受講の機会の確保、資格取得時期の見込みについて記載すること。）

別添 1－2
別記
様式第 1 号（第 6 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業実施計画書
年 月 日
施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減される保育士等の業務の内容

2. 職員の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組む内容
（保育補助者の配置を除く。）

3. 保育補助者に対して保育士資格の取得を促している状況（資格取得のための学習状況、受験状況など）

別添 2－1

様式第 2 号（第 6 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業所要額調書

定員計

施設名

1. 保育補助者等の状況

保育補助者等名	保育補助者／ 有保育研修者	雇用年月日	配属予定期間	子育て支援員 研修等受講の状況	研修終了済／ 研修終了予定日／ 実習開始日	受講実習先／ 受講研修名

2. 補助金所要額

保育補助者名	職員給与総額				賞与等⑤	年間給与等支給予 定総額⑥ (④＋⑤)
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④		
				合計⑦		

その他経費⑧	内訳

対象経費総額⑨ (⑦＋⑧)	寄付金その他 収入額⑩	差引額⑪ (⑨－⑩)	補助基準額⑫	補助所要額⑬ (⑪と⑫を比較し て少ない方の額)	補助金申請額⑭

別添 2－2

様式第 2 号（第 6 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業所要額調書

定員計

施設名

1. 保育補助者の状況

保育補助者名	週の勤務時間	
雇用年月日	配属予定期間	
子育て支援員 研修等受講の状況	研修終了済／ 研修終了予定日／ 実習開始日	
受講実習先／ 受講研修名		

保育補助者名	週の勤務時間	
雇用年月日	配属予定期間	
子育て支援員 研修等受講の状況	研修終了済／ 研修終了予定日／ 実習開始日	
受講実習先／ 受講研修名		

2. 補助金所要額

保育補助者名	職員給与総額				賞与等⑤	年間給与等支給予 定総額⑥ (④＋⑤)
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④		
				合計⑦		

その他経費⑧	内訳

対象経費総額⑨ (⑦＋⑧)	寄付金その他 収入額⑩	差引額⑪ (⑨－⑩)	補助基準額⑫	補助所要額⑬ (⑪と⑫を比較し て少ない方の額)	補助金申請額⑭

別添 3－1

様式第 3 号（第 7 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業実施報告書

年 月 日

施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減された保育士等の業務の内容

2. 職員の雇用管理および勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組んだ内容
(保育補助者等の配置を除く。)

3. 保育補助者に対しての保育士資格取得に向けた支援の取組

(勤務時間調整や講習受講の機会の確保、資格取得時期の見込みについて記載すること。)

別添 3－2

様式第 3 号（第 7 条関係）

草津市保育補助者雇上強化事業実施報告書

年 月 日

施設名

1. 本事業に係る保育補助者の業務および本事業により軽減された保育士等の業務の内容

2. 職員の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組んだ内容
(保育補助者の配置を除く。)

3. 保育補助者に対して保育士資格の取得を促した状況(資格取得のための学習状況、受験状況など)

別添 4-1
様式第 4 号（第 7 条関係）
草津市保育補助者雇上強化事業精算額調査
定員計
施設名

1. 保育補助者等の状況						
保育補助者名	保育補助者／ 若手保育補助者	雇用年月日	配置期間	子育て支援員 研修等受講の状況	研修終了日／ 実習開始日	受講実習名／受講研修名

2. 補助金所要額					
保育補助者名	職員給与総額				賞与等⑤
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④	
				合計④	

その他経費⑥	内訳

対象経費総額⑦ （①＋⑤）	寄付金その他 収入額⑧	差引額⑨ （⑧－⑥）	補助基準額⑩	補助所要額⑪ （⑨と⑩を比較し て少ない方の額）	補助金額⑫

別添 4-2
様式第 4 号（第 7 条関係）
草津市保育補助者雇上強化事業精算額調査
定員計
施設名

1. 保育補助者の状況			
保育補助者名		雇上の勤務時間	
雇用年月日		配置期間	
子育て支援員 研修等受講の状況		研修終了日／ 実習開始日	
受講実習名／ 受講研修名			

保育補助者名		雇上の勤務時間	
雇用年月日		配置期間	
子育て支援員 研修等受講の状況		研修終了日／ 実習開始日	
受講実習名／ 受講研修名			

2. 補助金所要額					
保育補助者名	職員給与総額				賞与等⑤
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④	
				合計④	

その他経費⑥	内訳

対象経費総額⑦ （①＋⑤）	寄付金その他 収入額⑧	差引額⑨ （⑧－⑥）	補助基準額⑩	補助所要額⑪ （⑨と⑩を比較し て少ない方の額）	補助金額⑫

（令和 7 年 2 月 4 日揭示済み）

草津市告示第 5 5 号
草津市地域農業経営基盤強化促進計画検討会開催要
綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 2 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域農業経営基盤強化促進計画
検討会開催要綱
(趣旨)

第 1 条 草津市では、地域での話し合いにより目指す
べき将来の農地利用の姿を明確化するため、農業経
営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下
「法」という。）第 1 9 条に規定する地域農業経営
基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の
策定に必要な協議を行うため、法第 1 8 条第 1 項に
規定する協議の場として、草津市地域農業経営基盤
強化促進計画検討会（以下「検討会」という。）を
開催する。
(協議事項)

- 第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 農業の将来の在り方に関する事項
 - (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (4) その他地域計画の策定に関し、必要な事項（組織）

第 3 条 検討会の委員は、次に掲げる者または機関も
しくは団体の職員等から市長が選任する。

- (1) 農業者
- (2) レーク滋賀農業協同組合
- (3) 草津市農業委員会
- (4) 滋賀県農地中間管理機構
- (5) 草津用水土地改良区
- (6) 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域計画の策定に係る協議が
完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合
における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。
(検討会)

第 5 条 検討会は、市長が招集する。
2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、開

くことができない。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、草津市環境経済部農林水産課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

(令和7年2月5日揭示済み)

草津市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月5日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称 株式会社エフレジ

所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪タワーA

2 納入義務者から委託を受ける歳入

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）

3 指定期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

(令和7年2月5日揭示済み)

草津市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第

158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年2月5日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】 株式会社エフレジ 【住 所】 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

(令和7年2月5日揭示済み)

草津市告示第58号

令和7年1月29日開会の草津市議会臨時会において議決を経た令和6年度草津市一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和7年2月7日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和6年度草津市一般会計補正予算（第8号）

2 要領 略

(令和7年2月7日揭示済み)

草津市告示第59号

草津市スマートシティ社会実装アドバイザー設置要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市スマートシティ社会実装アドバイザー設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合計画の推進にあたり、市民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を通じたウェルビーイングの向上を図るため、スマートシティ（様々な課題の解決や新たな価値の創出を目指して、新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメントが行われ、社会、経済、環境の側面から、現在および将来にわたって、人々により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域をいう。）の取組について具体的な社会実装を推進することを目的に、スマートシティ社会実装アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、地域課題の解決や市民ニーズに対応した様々なサービスの提供などの取組の具体的な社会実装について広い識見を持ち、地方自治体におけるウェルビーイング政策に精通した者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 アドバイザーは、総合計画において、地域課題の解決や市民ニーズに対応した様々なサービスの提供などの取組の具体的な社会実装に関連する業務に関する職務を行う。

(服務)

第 5 条 アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成 1 3 年草津市訓令第 3 号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(報酬および費用弁償)

第 6 条 アドバイザーには、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年草津市条例第 2 0 号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 アドバイザーが公務のために旅行するときは、報酬条例第 2 条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第 7 条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、市長はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第 5 条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第 8 条 アドバイザーの公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年草津市条例第 3 2 号）の規定により補償するものとする。

(細則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 0 日から施行する。

(令和 7 年 2 月 1 0 日揭示済み)

草津市告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
名 称 株式会社NTTデータ
所在地 東京都江東区豊洲3-3-3
- 2 納入義務者から委託を受ける歳入
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）
- 3 指定期間
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

(令和7年2月14日揭示済み)

草津市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年2月14日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】 株式会社NTTデータ 【住 所】 東京都江東区豊洲3-3-3	令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

(令和7年2月14日揭示済み)

公 告

公 告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月3日

草津市北山田町財産区管理者

草津市長 橋 川 渉

1 入札物件

一般競争入札に付する草津市北山田町財産区保有地は、次のとおりとする。

売却物件

所在地 草津市北山田町字内野314番1

地 目 ため池

地 積 231.33㎡

所在地 草津市北山田町字内野314番2

地 目 ため池

地 積 188.24㎡

2 最低制限価格 5,077,000円

3 入札方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）、草津市財産区一般競争入札実施要領、令和6年度草津市北山田町財産区財産売却一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

4 申込資格

(1) 入札の参加者となることができるのは個人または法人で、申込人が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となる。

(2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

5 申込みのできない者

(1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者

② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員

③ 18歳未満（参加申込日現在）の者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225